三　（略）

四　関税率表第八二・一四項及び第八二・一五項に該当するもの

五～八　（略）

第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　関税率表第八四〇七・一〇号、第八四〇七・二一号、第八四〇七・二九号、第八四〇七・九〇号及び第八四・〇八項に該当するもの

五の二　関税率表第八四・〇七項（前号に掲げるものを除く。）に該当するもの（第八七類（第八七・〇二項から第八七・〇四項を除く。）の車両に専ら又は主として使用するものに限る。）

五の三　関税率表第八四〇九・九一号に該当するもの（前号に掲げるエンジンに専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）

五の四　関税率表第八四・〇九項に該当するもの（第五号に掲げるエンジンに専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）

六～九　（略）

十　関税率表第八四一四・一〇号、第八四一四・五一号、第八四一四・五九号、第八四一四・六〇号及び第八四一四・九〇号に該当するもの

十一　関税率表第八四一五・一〇号及び第八四一五・八三号に該当するもの

十二・十三　（略）

十四　関税率表第八四・一八項（第八四一八・五〇号、第八四一八・六一号、第八四一八・九一号及び第八四一八・九九号を除く。）に該当するもの

十五　関税率表第八四一九・一九号、第八四一九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一九・六〇号、第八四一九・八一号、第八四一九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当するもの

十六・十七　（略）

十八　関税率表第八四二二・一一号に該当するもの

十九　関税率表第八四二三・一〇号に該当するもの

二十　関税率表第八四二四・二〇号、第八四二四・三〇号、第八四二四・八九号及び第八四二四・九〇号に該当するもの

二十一　関税率表第八四・二五項及び第八四三一・一〇号に該当するもの

二十二　関税率表第八四・二六項並びに第八四三一・四一号、第八四三一・四二号及び第八四三一・四九号（第八四・二六項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十三　（略）

二十四　関税率表第八四・二八項、第八四三一・三一号及び第八四三一・三九号に該当するもの

二十五　関税率表第八四・二九項並びに第八四三一・四一号、第八四三一・四二号及び第八四三一・四九号（第八四・二九項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十六　関税率表第八四・三〇項及び第八四三一・四三号並びに第八四三一・四一号、第八四三二・四二号及び第八四三一・四九号（第八四・三〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十七～三十　（略）

三十一　関税率表第八四・四三項（第八四四三・一一号、第八四四三・一四号及び第八四四三・九九号を除く。）に該当するもの

三十二・三十三　（略）

三十四　関税率表第八四・五〇項（第八四五〇・二〇号及び第八四五〇・九〇号を除く。）に該当するもの

三　（略）

（新設）

四～七　（略）

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　関税率表第八四〇七・一〇号、第八四〇七・二一号、第八四〇七・二九号、第八四・〇八項及び第八四・〇九項（第八四〇九・九一号を除く。）に該当するもの

（新設）

（新設）

六～九　（略）

十　関税率表第八四一四・一〇号及び第八四一四・九〇号に該当するもの

（新設）

十一　関税率表第八四一五・八三号に該当するもの

十二・十三　（略）

十四　関税率表第八四一八・六九号に該当するもの

十五　関税率表第八四一九・一九号、第八四一九・四〇号、第八四一九・五〇号、第八四一九・六〇号、第八四一九・八一号、第八四一九・八九号及び第八四一九・九〇号に該当するもの

十六・十七　（略）

（新設）

十八　関税率表第八四二四・八九号及び第八四二四・九〇号に該当するもの

（新設）

十九　関税率表第八四二五・一一号及び第八四二五・三一号に該当するもの

二十　関税率表第八四・二六項並びに第八四三一・四一号及び第八四三一・四九号（第八四・二六項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十一　（略）

二十二　関税率表第八四・二八項（第八四二八・一〇号、第八四二八・四〇号及び第八四二八・六〇号を除く。）及び第八四三一・三九号に該当するもの

二十三　関税率表第八四・二九項並びに第八四三一・四一号及び第八四三一・四九号（第八四・二九項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十四　関税率表第八四・三〇項及び第八四三一・四三号並びに第八四三一・四一号及び第八四三二・四九号（第八四・三〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十五～二十八　（略）

二十九　関税率表第八四四三・一三号、第八四四三・一五号、第八四四三・一六号、第八四四三・一七号、第八四四三・一九号及び第八四四三・九一号に該当するもの

三十・三十一　（略）

（新設）